

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 25 日現在

機関番号：18001

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23310192

研究課題名(和文)ジェンダーの視点から見た受刑者処遇の総合的研究

研究課題名(英文)Comprehensive Study of the Inmates Treatment from the Perspective of Gender

研究代表者

矢野 恵美 (YANO, EMI)

琉球大学・法務研究科・准教授

研究者番号：80400472

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 15,500,000円、(間接経費) 4,650,000円

研究成果の概要(和文)：日本の刑務所ではこれまで、男性の処遇を基本に置き、例外的なものとして女性の処遇を考えてきた。本研究では、日本の刑事施設の状況、海外におけるジェンダーに視点に基づく受刑者処遇(男女とも)についてインタビュー調査を実施した。また、いくつかの刑事施設において男女受刑者、刑務官に対して質問紙調査を実施した。最終年度においては日本の女子受刑者処遇の問題点を示すとともに、海外での状況と比較しながら検討する国際セミナーを実施し、最終的に、男女双方の受刑者処遇をジェンダーの視点から見直すことの必要性を提言した。

研究成果の概要(英文)：Place in the basic treatment of men, so far, has been thinking about the treatment of women as being exceptional in prison in Japan. In this study, we interviewed at some Japanese criminal institutions in Japan, at some foreign countries about gender perspective treatment (for both men and women). In addition, we conducted a questionnaire survey for men and women inmates, to prison officers at some Japanese prisons. At the last year, we held the international seminar on treatment of the female inmates and introduced foreign situation and pointed the current status and issues in japan. Finally we recommended the need for treatment from the gender perspective.

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：女子受刑者 受刑者処遇 ジェンダー 北欧 ハワイ ドイツ DV 矯正

## 1. 研究開始当初の背景

(日本においては、刑務所の処遇、職員等について「男子」「女子」という言い方が定例であるが、一般的ではないので、「女子受刑者」のような慣用句以外で、可能な部分は「男性」「女性」の語を使用している。)

これまで、日本の刑務所処遇は男性の問題が中心であり、女性は例外として扱われてきた。確かに、受刑者数を見ると女性の受刑者は全体の10%にも満たず、人材も費用も限られる中で、男性の受刑者の問題が主流になるのは致し方ない部分があった。

「犯罪者処遇をジェンダーの視点から見直す」研究の必要性：女性の参画が国の活性化につながる (McKinsey&Company Survey 2010) とわれ、女性の就業率と合計特殊出生率は正の関係にある (内閣府 2006 年) とされ、固定的性別役割分担の問題点が指摘されている。しかし、このような時代にあって、日本はジェンダーの領域では後進国とされている。依然として固定的性別役割分担意識が根強く (平成 22 年男女共同参画白書)、「女性に対する暴力」への取組の遅れも国連から指摘されている。このような社会状況は、受刑者、また、刑務所で働く人々にも関わっており、当然刑務所における処遇にも反映している。即ち、無意識に固定的性別役割分担意識に基づき男女間の処遇に差異が設けられる可能性があり、一方で、ジェンダーに基づき、意識して差異を設けるべき部分については十分な認識に欠けている可能性がある。

既に、ジェンダー問題先進国では、受刑者処遇にジェンダーの視点を取り入れるべきことが明言されており、受刑者の真の社会復帰を考えるには、女性のみならず男性の処遇を含めて「犯罪者処遇をジェンダーの視点から見直す」研究が緊急性を要する

と考えたのが本研究の背景である。

## 2. 研究の目的

日本では約 100 年ぶりに監獄法が全面改正され (刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律：2006 年施行、同年改題)、被収容者の権利・義務の明確化・受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実が謳われ、多様な処遇が求められるようになった。その実現の一例として民間のノウハウを刑務作業や改善処遇の内容に取り入れた官民協働刑務所 (以下「PFI 刑務所」) がある。しかし、この新しい試みの中にさえジェンダーの視点はほとんど取り入れられていない。そこで、本研究では、刑務所処遇の中でも男女の違いが表われている刑務作業と改善指導、職員の性別、社会復帰等について取り上げ、「犯罪者処遇をジェンダーの視点から見直す」こと、女子刑務所での現状を調査し、女性の被害者性をどのように考慮しているかを明らかにすること、自分達が PFI 刑務所で行った既存調査 (受刑者及び職員) データをジェンダーの視点から再分析する、新たに他の刑務所でも調査を行う、受刑者家族や出所後の受刑者に対する差別について男女差があるか等についても考慮することを目的とした。尚、「矯正施設」には刑務所と少年院があるが、本研究では、社会復帰がより深刻であり、収容者数も圧倒的に多い刑務所 (2008 年末時点の収容人数は 67672 人。これに対し少年院は 3971 人) を主な対象とした。

## 3. 研究の方法

(1) 美祿社会復帰促進センター質問紙調査の再分析：本施設は男女ともに収容する唯一の施設 (受刑者間の接触はない) であるため、男女受刑者、男女職員が 1 つの施

設で働いている。そこで、既存の調査をジェンダーの視点から再分析する。

(2) 島根あさひ社会復帰促進センター質問紙調査：A 調査項目を調整して実施する（受刑者、職員）。本施設については知的障害、身体障害受刑者のための「特化ユニット」をもっている点にも着目する。

(3) 国内刑務所インタビュー調査・質問紙調査：女子刑務所を中心としたインタビュー調査を行う。

(4) 男子の AB（男子施設は収容者の犯罪傾向の進度によって施設が AB に分かれている。沖縄は両方収容）施設、女子施設 1 施設ずつにおける質問紙調査を行う。男女の違い、既存施設と PFI 刑務所との違いを検討する。

(1) から (4) において、女子刑務所全体のあり方、女子刑務官の現状についても考察を行う。

(5) 海外の刑務所において、処遇の中に固定的性別役割分担意識が入り込んでいるか、男女で処遇に違いがあるか、職員の性別はどうなっているか、刑務所処遇にジェンダーの視点は取り入れられているか等の点をインタビュー調査し、日本との違いを明らかにする。この際、背景としてその国のジェンダーに関する状況を必ず考慮する。対象国は 北欧、ドイツ、ハワイ、韓国とする。特に北欧（スウェーデン、フィンランド、ノルウェーを予定）については、本研究が刑務所処遇をジェンダーの視点から見直すものであり、また本研究の発想に至る経緯の 1 つが北欧の刑事施設における処遇なので、ジェンダー先進国における刑務所処遇として、刑務所、少年施設、各省庁等でインタビュー調査を実施する。

#### 4 . 研究成果

(1) 受刑者の特性・処遇：北欧、イギリス（元々は対象国ではなかったが、研究の過程で女子受刑者に対する取り組みが北欧同様先進的であることがわかれたため、文献による研究を実施した）等においては女子受刑者には男子受刑者とは異なる特性がある事が数字として明確に表れており、この点に留意した様々な対応が進められていることが明らかとなった（この点は日本でも従来指摘がなかったわけではないし、現場では認識されていたが、海外のように国全体の政策方針として推し進められるような段階には全く至っていなかった）。女子の特性に留意した処遇プログラムも開発され実施されており、日本でも同様の取組が必要であることも確認された。但し海外では処遇プログラムは開発者に権利があり、買い上げる形で使用しているため、その内容を日本で詳しく公表することができないため、この点への対応も必要になる。

研究対象の 1 つであったハワイの女子刑務所は、アメリカの刑務所運営が国単位よりも州単位性が強いいため、独自で女子受刑者の特性に注目した処遇を行っていることが明らかとなった。とりわけ、女子少年の犯罪を防止するために女子受刑者が高校等で講演を行うという取組、親子の関係を修復することが受刑者・子ども双方の利益になるという理念からの家族面会プログラム等が非常に有効であることがわかった。

質問紙調査でも、女性の受刑者では DV 被害が一般の女性（内閣府調査と比較）よりも著しく高い、子どもとの関係性が強い、社会復帰後に必要としていることが男性と異なる等の違いが明らかとなり、日本も海外と同様の問題があるにもかかわらず、対策が遅れているという課題が明らかとなった。なお、特化ユニットに関しては母数が少なく分析が困難であるが、地元の歴史や文化に関わる指導の重要性がうかがわれた。

民間のノウハウを入れた処遇プログラムの評価が高い一方、従来の刑務官による指導の重要性もあり、官民の一層の協力と、そこにさらにジェンダーの視点を取り入れる必要がある。

男性の処遇に関しても、ジェンダーの視点を取り入れ、DV 処遇プログラム、性犯罪処遇プログラムが行われている他、日常生活プログラム等も行われていることが明らかとなった。

尚、海外では、「子どもの利益」に注目し、受刑者の子どもに対する種々取組がなされており、さらにここにもジェンダーの視点を取り入れられていることが本研究の中で明らかとなった。この視点は日本に欠けていた物であり、今後の研究課題とすることとした。

(2) 女子刑務所の問題：日本では従来から女性の処遇は女性が、男性の処遇は男性が担うものと考えられてきた。一方、(1)で述べたように、数の上でも受刑者処遇においては男性が主流であり、この点に重点が置かれてきた。男子施設は細かく分類されている一方、女子施設はそのような分類がなく、いわゆる「混禁」である上に、種々の対応が遅れ、女子施設のみで著しい過剰収容が続いている。

結果として、女子職員の離職率が男性に比べ非常に高く、男子施設に比べ、若い職員が、男子施設に比べ種々混合で年齢も高い受刑者を処遇しなくてはならないという日本特有の課題を抱えてしまっていることが明らかとなった。この背景には、日本において女性が非常に働きにくい状況にある事も大きくかかわっている。海外では、女性の施設職員において男性の職員は4割、男性の施設においても女性の職員が4割おり、このような方法も検討されるべきであることも見えてきた。尚、職員調査から、

日本では職員の間でも、同性職員による処遇を肯定する傾向がある事がわかった。しかし、他国ではそうではなく、なぜそれでうまくいっているのかといったことを現場職員と検討する必要がある。

(1)(2)を併せ、女子刑務所への対応は急務である。この点につき、各学会報告、論文、後述する国際セミナー等で提言を行った。また、研究代表者、研究協力者がメンバーとなっている「女子刑務所のあり方委員会」より、女子刑務所のあり方について法務大臣に意見書を提出した。

最終年度において以上の日本の女子受刑者の問題点を示すとともに、海外での状況と比較しながら検討する国際セミナーを実施し、各地の女子施設職員の出席を得た。本研究実施中に犯罪対策閣僚会議によって「再犯防止に向けた重点施策」が出されたが、その中に初めて「女性特有の問題に着目した指導及び支援」が記載され、最新の犯罪白書では女性の問題が特集された。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線、研究協力者には破線を付した)

[雑誌論文](計8件)

武田昌則、矢野恵美、アメリカ合衆国ハワイ州女性刑務所における受刑者処遇について(1)、査読無、琉大法学、第91号、2014、pp. 75-80

矢野恵美、正当防衛成立要件再考 ドメスティック・バイオレンスと急迫不正の侵害、査読無、法学(東北大学法学会)、第77巻第6号、2014、pp. 216-234

矢野恵美、スウェーデンにおけるジェンダーの視点から見た受刑者処遇、査読無、犯罪と非行、176、2013、pp. 153-176

矢野恵美、北欧における性犯罪規定とその対策、査読無、罪と罰、第50巻4号、

2013、pp.21-37

齋藤実、北欧における犯罪被害者庁について ノルウェーの市民庁・犯罪被害者支援策を中心として、査読無、自由と正義、64 巻 12 号、2013、pp. 29-33

矢野恵美、海外における女子受刑者処遇の状況、査読無、法律のひろば、8 月号、2013、pp. 30-36

齋藤実、矢野恵美、ノルウェーの刑事政策の現状と 2011 年の大規模テロ事件、査読無、刑政、123 巻 6 号、2012、pp. 60-74

矢野恵美、スウェーデンにおける国による被害者対策と「女性に対する暴力」への対策、査読無、被害者学研究、第 22 号、2012、pp.67-82

〔学会発表（招待講演含む）〕（計 14 件）

矢野恵美、福祉国家スウェーデンにおける刑事政策、再犯防止シンポジウム～スウェーデンの再犯防止対策を踏まえて～、2014 年 3 月 12 日、法務省

マーク・パターソン、ハワイ州女子刑務所の挑戦、女子刑務所のあり方を考える国際セミナー、2013 年 12 月 1 日、立正大学

矢野恵美、スウェーデンにおける女子刑務所のあり方、女子刑務所のあり方を考える国際セミナー、2013 年 12 月 1 日、立正大学

齋藤実、フィンランドにおける女子刑務所のあり方、女子刑務所のあり方を考える国際セミナー、2013 年 12 月 1 日、立正大学

小名木明宏、ドイツにおける女子刑務所のあり方、女子刑務所のあり方を考える国際セミナー、2013 年 12 月 1 日、立正大学

清水博子、日本の女子刑務所が抱える課題、女子刑務所のあり方を考える国際セミナー、2013 年 12 月 1 日、立正大学

齋藤実、ノルウェーの刑務所における受刑者処遇とは、日本犯罪社会学会、2013

年 10 月 5 日、北海学園大学

小名木明宏、刑罰論の展開、日本犯罪社会学会、2013 年 10 月 5 日、北海学園大学

矢野恵美、島根あさひ社会復帰促進センターにおける受刑者の意識の変容、島根あさひ社会復帰促進センター開所 5 周年記念フォーラム、2013 年 8 月 25 日、島根県立大学

上瀬由美子、女子刑務官の現状：美祢社会復帰促進センター職員調査の結果から、日本犯罪社会学会、2012 年 10 月 28 日、一橋大学

清水博子、女子刑務所の現実、日本犯罪社会学会、2012 年 10 月 28 日、一橋大学

矢野恵美、女子受刑者処遇の現状と課題、日本犯罪社会学会、2012 年 10 月 28 日、一橋大学

森川恭剛、刑罰論再考、日本犯罪社会学会、2012 年 10 月 28 日、一橋大学

矢野恵美、矯正施設における処遇とジェンダー 刑務所・少年院にジェンダーの視点は必要か、ジェンダー法学会、2011 年 12 月 4 日、東北大学

〔図書〕（計 4 件）

浅田和茂、井田良、日本評論社、新基本コンメンタール刑法（矢野恵美執筆分）、2012 年、pp. 50-59

犬伏由子、井上匡子、君塚正臣、法律文化社、レクチャージェンダー法（矢野恵美執筆部分）、2012 年、pp. 227-236

戒能民江、棚村政行、後藤弘子、角田由紀子、日本加除出版株式会社、ジェンダーと法（矢野恵美執筆部分）、2012 年、pp. 171-181

町野朔、岩瀬徹、日高義博、安部哲夫、山本輝之、渡邊一弘、尚学社、刑法・刑事政策と福祉（矢野恵美執筆部分）、2011 年、pp.429-445

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

矢野恵美 ( YANO, Emi )

琉球大学・大学院法務研究科・准教授

研究者番号：80400472

### (2)研究分担者

小名木明宏 ( ONAGI, Akihiro )

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60274685

### (3)研究分担者

上瀬由美子 ( KAMISE, Yumiko )

立正大学・心理学部・教授

研究者番号：20256473

### (4)研究分担者

森川恭剛 ( MORIKAWA, Yasutaka )

琉球大学・法文学部・教授

研究者番号：20274417

### (5)研究分担者

武田昌則 ( TAKEDA, Masanori )

琉球大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：60404547

### (6)連携研究者

齋藤実 ( SAITO, Minoru )

國學院大学・法務研究科・講師

研究者番号：20424830